

会 議 録

	令和3年度第2回和泉市都市計画審議会
開催日時	令和4年3月29日（火）10時00分から11時00分まで
開催場所	コミュニティセンター1階 大集会室
出席者	和泉市都市計画審議会委員 17名 市長、副市長、都市デザイン部長、都市デザイン部理事、都市整備室長、都市整備室公園緑地担当課長、都市政策室長、都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長、都市政策室都市政策担当課長、その他事務局7名
会議の議題	議第1号 南部大阪都市計画公園の変更について（市決定） 議第2号 特定生産緑地の指定について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・市長挨拶 ・議案審議 ・その他（報告2件） ・閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開、傍聴者1名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

それでは、只今より令和3年度第2回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

本日、委員の皆様方におかれましては公私ご多用のところ、本審議会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に僭越ではございますが、私は本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の田中でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本審議会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」及び「和泉市都市計画審議会公開要綱」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため IC レコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、出席状況の確認でございます。

本日は、委員総数18名中、17名の委員にご出席を賜っており、委員の半数以上がご出席ですので、「和泉市都市計画審議会条例」第6条第2項に基づき、本審議会は有効に成立してございます。

続きまして、委員の交代がございましたので、新たにご就任いただきました方をご案内させていただきます。

3号委員、和泉警察署長 中野 武義 様でございますが、他の公務のため本日は欠席されるということで連絡をいただいております。

また、就任に伴い委員名簿の更新をおこなったものを机上に配布させていただきましたので、ご確認及び差し替えをお願いいたします。

それでは、審議会開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。辻市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

皆様おはようございます。市長の辻でございます。本日は年度末のお忙しい中、令和3年度第2回都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、皆様には平素より和泉市のまちづくりに暖かい、力強いご支援をいただいております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、オミクロン株につきましては、新型コロナ感染の感染拡大のピークアウトを迎えたということで、蔓延防止等重点措置が解除されましたが、昨日は和泉市でも13名くらい感染者が発生したということで減少傾向にはありますが、13名が続くかというところ100名になったり200名になったりと、でこぼこの中で徐々に感染者数は減ってきています。昨日も大阪府の医療関係者で会議がございまして、第7波到来が危惧されるということでオミクロン株もBA1型からBA2型と感染力がさらに強い変異株に移行しているということで、まだまだ油断を許さないところでございます。

ワクチンの3回目の接種及び承認ワクチンの接種につきましては、接種券発送を順次進めているところでございまして、多くの市民の皆様にご接種いただけるよう、取り組んでおります。

コロナ禍の中では、市民生活と経済両方守るとというのが重要でございまして、引き続き感染拡大防止等支援策に取り組んで参りますのでご協力のほうよろしくお願い申し上げます。

また、自然災害につきましても今月16日福島県沖を震源とする地震が起きまして震度6強を観測し、大変大きな被害が報告されています。東日本大震災から11年が経過いたしましたして、改めて市民の生命、財産を守ることに重要性を感じたところでございますが、市民が安全安心に暮らせるまちづくりを実現する為には、都市計画行政が何よりも重要な役割を担うと考えておりますので、これからは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議お願い申し上げます案件は南部大阪都市計画公園の変更について等でございます、よろしくご審議いただき、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

先週から桜もちらほら咲いてきて非常にいい季節になってきていますが委員の皆様方にはくれぐれもご自愛いただき、更なるご活躍を心からご祈念申し上げます、審議会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ご

ございませんが、これにて退室させていただきますので、ご了承ください。

市長退室

それでは、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降議事進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと存じます。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

【岩崎会長】

会長の岩崎でございます。改めまして本日はよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。「議第1号 南部大阪都市計画公園の変更について」、上程し、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の左海でございます。

只今、上程頂きました、議第1号「南部大阪都市計画公園の変更」について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから5ページ、参考資料の1ページから6ページでございます。

なお、説明は前方スクリーンと併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、都市計画公園について、ご説明いたします。

都市計画公園とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するための都市施設として、位置や区域などについて、あらかじめ都市計画決定されたものを指します。具体的には、将来のまちづくりを考え、整備に必要な区域を都市計画として定め、計画的に整備を進める公園をいいます。

公園の種類は都市計画法施行規則に基づいて、ご覧の7種類に分類されます。それぞれの公園の標準規模ならびに誘致距離の考え方につきましては、都市公園法施行令や都市公園法運用指針において、ご覧の通り参考として定められております。

今回都市計画変更を行おうとする公園は、赤色枠線で囲っております近隣公園でございます。近隣公園は、目安として半径500m圏内の、公園の近隣に住まわれる方の利用に供することを目的とした公園であり、公園面積の標準規模は2haとされております。

続きまして、都市計画変更案についてご説明いたします。

まずは、今回都市計画変更を行おうとする2つの公園の位置につきまして、前方スクリーンをご覧願います。市の北部地域に位置しておりますJR阪和線信太山駅を最寄り

駅として、黄色枠線でお示ししております旭公園が現在ございます。今回の都市計画変更により、この旭公園を廃止し、赤色枠線でお示ししております場所で、新旭公園として整備を図るため、同公園を新たに追加しようとするものでございます。

なお、周辺には、街区公園である王子西公園、王子東公園、放光池1号公園、放光池2号公園が都市計画公園として位置しております。

続きまして、旭公園の現況についてご説明いたします。

旭公園は、昭和49年に都市計画決定がされた近隣公園でございます。

計画面積約1.0haのうち、オレンジ色枠線で囲っております約0.8haが開設済で住民の方々にご利用頂いているところです。残る部分、赤色枠線で囲っております約0.2haは未開設の状態で、住宅等が建ち並んでおり公園整備の目途が立っていないところが課題となっております。

次に、新旭公園の現況についてご説明いたします。

新旭公園の計画地は、旭公園から南へ約200mの距離に位置しております。

計画敷地といたします約1.0haの区域は全て市が所有する土地であり、現況は、市営住宅幸団地31号棟から37号棟が建っており、入居中の方がいらっしゃいます。今後、市営住宅の集約建替えを別の土地で予定しておりますため、当該団地は除却される予定となっております。

続きまして、都市計画変更を行う理由についてです。

先にご説明いたしました2つの公園が位置しております市の北部地域では、富秋中学校区と隣接校区の一部を対象区域といたしまして、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」を策定し、老朽化が進む市営住宅や小中学校等公共施設の再編及び最適配置の実現を図るとともに、人口減少や児童・生徒数の減少などの地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを行うための取組みを計画しております。

旭公園につきましても、当該まちづくり構想に基づき再編を行う公共施設の対象としておりまして、旭公園を廃止し、新たに新旭公園を追加することで、都市環境の保全や都市景観に資するとともに、地域住民が憩いや癒しを享受できるみどり豊かなまちのコミュニティ拠点機能及び災害時の一時避難地としての防災機能を有した公園の整備を目指すものでございます。

ここで、本審議会での審議事項ではございませんが、旭公園廃止前後の土地利用をイ

メージしていただくため、まちづくり構想に基づく公共施設再編事業の概要について、簡単にご説明いたします。

はじめに、公共施設再編事業の対象としている主要な公共施設は、前方スクリーンでお示ししておりますとおり、市営住宅、小中学校、都市公園、(仮称)多世代交流拠点施設の4つの施設でございます。

これら施設の集約により生じた跡地は、まちに必要な公共用地や民間活用としての利用を想定しており、事業期間としては令和26年度末までを見込んでいます。

続きまして、先に申し上げました4つの公共施設の集約イメージについて、参考資料の4ページの内容を前方スクリーンに写しご説明いたします。

まず、まちづくり構想が対象としております区域は、池上小学校及び幸小学校からなる富秋中学校区と、その隣接校区の一部であり、赤色の一点鎖線で囲んでおりますおよそ140haを対象区域としております。

続きまして公共施設の集約イメージについてですが、市営住宅は、現況では前方スクリーンにて黄色で着色されている場所がございますが、このうち、耐震性に課題のある団地など老朽化する団地の集約建替えを行うもので、集約建替え用地は、現在の旭公園及びその周辺を予定してございます。

次に、小中学校につきましては、現況では信太山駅を中心とする半径1kmの円内に、現在2つの小学校と1つの中学校がございます。これら小中学校における児童生徒数の減少や建物の老朽化などが課題となっていることから、これら3校を統合し、現在の富秋中学校の敷地に、施設一体型義務教育学校・いわゆる小中一貫校を整備する計画としております。

続きまして都市公園についてですが、先にご説明いたしました市営住宅の集約建替えに伴いまして、新旭公園計画地に現在ございます幸団地が除却されますことから、公園としての整備を計画しているものでございます。

最後に(仮称)多世代交流拠点施設についてですが、現在の人権文化センターと青少年センターを機能統合し、これまで両施設が担ってきた人権啓発や青少年健全育成という役割などを継承しつつ新たな交流の拠点としての役割を果たす施設として、現在の旭公園に隣接する場所で新たに整備を行うものです。

これら公共施設の再編後のイメージと、跡地に関する活用方針について、図化したも

のを参考資料の 5 ページ及び前方スクリーンにお示ししております。

あくまで現時点案ではございますが、公共施設の再編により生じた跡地の赤色区域については、信太山駅から近く、幹線道路沿いに位置していることから「にぎわいエリア」とし、市営店舗・作業所や民間商業施設など、まちの魅力を高める施設誘導を図ることとしております。

また黄色で着色しております跡地は、民間住宅地としての土地利用を想定しており、今回都市計画変更により新たに配置される新旭公園は、交流の場としての機能のほか、住宅地にとってにぎわいエリアからの緩衝帯としての機能を果たすことが期待できる配置となっております。

以上がまちづくり構想に基づく公共施設再編事業の概要でございます。

続きまして都市計画案の策定経過についてご説明いたします。

まず、都市計画原案について、令和 3 年 8 月 27 日に市民説明会を開催しました。

次に、都市計画案の作成に際し住民の意見を聴くため、令和 3 年 9 月 1 日からの 2 週間、都市計画原案の縦覧を行いました。公述申出はありませんでした。

続いて、令和 3 年 12 月 1 日からの 2 週間、都市計画法第 17 条の規定による都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでしたので、本日議案としてお諮りさせて頂いている次第でございます。

以上で、議第 1 号「南部大阪都市計画公園の変更」について説明を終わります。

何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

【岩崎会長】

只今、議案の説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等ありましたら、マイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

【妹尾委員】

市民委員の妹尾です。

一点確認をさせていただきます。

現在の市営団地を立て替えるということですが、住民が非常に高齢化していて年金の人も多くいるのではないかなと、古い建物が新しくなると住民は喜ぶと思うが、お金の

なものは大丈夫なのか。新しいとこにいけば家賃も高くなる、それなら払えませんということになりかねない。高齢化で年金の方も増えてくる中、市として補助するのか、払えないなら他に移ってくださいという考えなのか、確認させていただきたい。

【事務局】

都市政策室の中埜でございます。

移転に関しましては、一定額を移転支援という形で入居者様のほうにお渡しさせていただきます。

また、新しい住宅になり、建物の構造や利便性が変わるということで、家賃の上昇は想定されますが、激変緩和措置として、5年か10年の間で徐々に家賃が上がっていくような形態をとります。年金の方や収入の低い方もいらっしゃるので、家賃については考慮されて計算されるということで劇的に家賃が高くなるということはないと想定しております。以上です。

【妹尾委員】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

他にご意見等が無いようですのでお諮りします。「南部大阪都市計画公園の変更について」、原案どおり可決することについて、ご異議ございませんか。

異議なしの声

ありがとうございます。異議ないものと認めます。

これにより本件は原案どおり可決されました。

続きまして、「議第2号 特定生産緑地の指定について」、上程し、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の左海でございます。

只今、上程頂きました議第2号「特定生産緑地の指定」について、説明いたします。

議案書の6ページから19ページ、参考資料の7ページから9ページです。

まず、特定生産緑地の概要について説明いたします。参考資料の8ページをお願いいたします。

特定生産緑地制度は、生産緑地として都市計画決定の告示をされた日から30年が経

過する日までに指定できる制度で、特定生産緑地に指定されると、買取りの申出が可能となる期日が10年延伸されるとともに、従来の生産緑地に措置されてきた税制措置や建築等の行為制限が継続して適用されるものです。

一方で、特定生産緑地に指定しない場合は、従来の税制措置は受けられなくなります。

このように、特定生産緑地制度は生産緑地制度の期限の延伸制度であり、都市計画上の制限について変更するものではないため、新たに都市計画決定を必要とするものではありませんが、都市計画決定に準じた法的効果を発生させるものであるため、指定にあたりましては都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。

続きまして、特定生産緑地の指定にあたりまして、営農状況等の確認方法について説明いたします。

特定生産緑地の指定を希望する場合は、申請の際に生産緑地の写真を提出するように求めておりまして、その写真により営農状況や管理状況を確認しております。併せて、航空写真や全筆を対象に3年毎に実施している過去の現地調査資料等も活用しまして、営農や管理が適切に行われており、引き続き良好な都市環境の形成に資する生産緑地に限り、特定生産緑地に指定しようとするものです。

続きまして、令和4年2月1日現在の指定申出等の状況について説明いたします。

本市では、平成4年8月18日に初めて生産緑地を指定しておりまして、また、同年11月30日にも指定しております。

令和4年8月及び11月に指定から30年を迎える生産緑地は1,068筆でして、その内、指定を希望する生産緑地が982筆、指定を希望しない生産緑地が86筆、合計1068筆の回答を受付けており、回答率は100パーセントとなっております。

本日は、指定を希望する生産緑地計982筆の内、既に諮問を行った生産緑地を除く、256筆の生産緑地について本審議会に諮問するものです。

それでは、議案書をお願いいたします。

議案書7ページから13ページには、新たに特定生産緑地に指定しようとする生産緑地地区の一覧を、14ページから19ページには位置図及び計画図を記載しておりまして、合計108地区、約16.03ヘクタールをこのたび特定生産緑地に指定しようとするものです。

最後に、今後の予定を説明いたします。参考資料9ページをお願いいたします。

本審議会の諮問後、意向変更があった場合についての対応ですが、非指定から指定へ変更を行う場合、申出基準日の1か月前まで申出の受付を行います。なお、特定生産緑地の指定は本審議会の意見聴取が必要であるため、審議会の書面開催などで対応を予定しております。

次に、指定から非指定の変更申出を受けた場合、告示前であれば告示を行わないこととし、告示後であれば、改めて解除の告示を行います。

また、生産緑地が管理不全と判断される場合や農地等利害関係人の同意が取得できない場合も同様の対応を行います。なお、意見聴取後、告示を行わなかった生産緑地は令和4年12月開催予定の本審議会にて、事後報告いたします。

次に、特定生産緑地の指定に係る告示時期ですが、各申出基準日までに行う予定です。

最後に、令和5年12月に指定から30年を迎える第3次指定分の生産緑地についてですが、生産緑地所有者の意向確認を行った上、令和4年12月開催予定の本審議会にて、諮問を予定しております。

以上で議第2号「特定生産緑地の指定」について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案通りご答申賜りますようお願いいたします。

【岩崎会長】

只今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手のうえご発言願います。

ご意見等が無いようですのでお諮りします。「議第2号 特定生産緑地の指定について」、原案どおり答申することについて、ご異議ございませんか。

異議なしの声

ありがとうございます。異議ないものと認めます。

これにより本件は原案どおり答申することといたします。

続きまして、「次第3. 報告事項」に入らせていただきます。

報告事項の1つ目「南部大阪都市計画区域区分の変更について」事務局より報告願います。

【事務局】

事務局の左海でございます。

それでは、報告事項の1つ目「南部大阪都市計画区域区分の変更について」概要を説

明いたします。報告資料にお付けしていますA3の資料をご覧ください。

具体的な地区の概要を説明する前に、市街化区域編入に関する流れについて説明させていただきます。

本市では、令和4年度冬の都市計画決定に向けて、資料にございます観音寺地区の区域区分変更の手続きを進めています。

本地区に関しましては、現在市街化調整区域となっており、土地利用に制限がかかっている状況です。

今回、区域区分変更を実施することにより、本地区を市街化区域へ編入し、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導しようとするものです。

本地区の今までの経過としては、第8回の線引き見直しが令和2年度に実施され、今回報告いたします観音寺地区は市街化区域編入を保留する区域として設定されました。

この保留区域に設定することにより、概ね5年毎の線引き一斉見直しによらずとも、事業実施が確実となった時点から随時、市街化区域編入の都市計画手続を進めることが可能となるものです。

今回の観音寺地区については、令和2年度の時点では、事業実施の見込みが不確定だったことにより保留区域に設定されましたが、この度、事業実施が確実となったことから現在手続きを進めているところです。

それでは、地区の概要を説明します。

観音寺地区は、和泉府中駅から約1.5kmの距離に位置しています。

当該地区周辺には既成市街地が広がり、良好な住環境の形成が求められている状況です。

また、本市の主要な道路である和泉中央線の沿道に位置しており、市民生活の利便性を高めるとともに、都市の活力を創造する沿道サービス地区として商業・業務、その他産業機能が集積する地区の形成を図る地区として和泉市都市計画マスタープランに位置づけられています。

しかし、当該地区周辺は、和泉中央線の沿道に位置していながら、一部は市街化調整区域となっており、土地利用に制限がかかっている状況です。

そこで、今回、新たに約1.74haを市街化区域編入することによりまして、隣接する市街化区域の敷地と一体で土地利用を計画することが可能となり、和泉中央線の沿道にお

いて一層の都市の活力を創造することが可能となるものです。

なお、市街化区域編入と同時に、用途地域の指定を行うとともに、周辺の土地利用との調和という観点から、地区計画を定めることにより、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導しようとするものです。

今後の流れとしましては、大阪府や国との協議を進めながら、市民説明会や公聴会、縦覧などの法定手続きを経て、今年冬頃に開催予定の都市計画審議会において審議をお願いする予定です。

また、線引きについては、本市都市計画審議会の結果を踏まえ、大阪府都市計画審議会にて審議されることとなります。

以上で、報告事項の1つ目「南部大阪都市計画区域区分の変更について」説明を終わります。

【岩崎会長】

只今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手のうえご発言願います。

【妹尾委員】

観音寺城という城跡があつて墓石みたいなものがあるのですが、先日役所の人と話しをしたら知らないということで役所の方は歴史に興味がないのだなと感じました。一方で、ここの地区の開発は良いことだと思うのですが、先ほど都市計画の調和と言っていました、調和とは何か、和泉中央と和泉府中をつなぐ幹線道路にふさわしい調和を総合的に考えていただきたいが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局の佐原でございます。

観音寺町地区につきましては、妹尾委員からご案内の通り、和泉中央線沿道に観音寺城跡という石碑があります。室町時代に観音寺城があつたことを示す石碑であるということです。

また、都市計画及びまちづくりの調和につきましては、歴史的な背景などとの調和も目指すべきであるという意見は存じております。その辺りにつきましては文化財を所管する部署などと連携しながら、ふさわしいまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【岩崎会長】

他にご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、続きまして報告事項の2つ目「(仮称)和泉市景観計画の策定について」事務局より報告願います。

【事務局】

事務局の左海です。

それでは、報告事項の2つ目「(仮称)和泉市景観計画の策定について」概要をご説明します。報告資料の4ページをお願いします。

本市では、令和4年度から景観計画の策定を予定しておりますが、景観法では、都市計画区域において景観計画を定めようとするときは、都市計画審議会の意見を聞く必要があるとされていることから、今回、事前に報告するものです。

まず初めに、景観計画とは、景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことであり、景観まちづくりを進める基本計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めるものです。

次に策定の背景及び主旨についてですが、現在、本市は市域の一部が「大阪府景観計画区域」に指定されており、これらの区域内で、一定規模以上の建築物（工作物）の建築等を行う際には、大阪府へ届出が必要となっております。

しかしながら、届出の対象となる行為は限定的で、本市の実情とは乖離する部分があるため、良好な景観形成に向けた課題となっております。

よって、本市において地域の特性に調和した良好な景観まちづくりを推進するため「(仮称)和泉市景観計画」の策定に取り組むものです。

次に府内の状況につきましては、令和3年11月末時点において、43市町村中18市町が景観計画を策定しており、最近では、令和2年度から島本町が計画策定に着手しております。

次に検討体制についてですが、景観をとりまく問題は分野横断的で多岐にわたっていることから、外部有識者等からなる「景観計画策定委員会」を設置し、計画の策定等について調査審議を行うこととしております。委員は、学識経験者・関係団体・公募市民などを予定しております。

最後にスケジュールについてですが、今年度は、庁内関係各課への照会を行い、現在

協議中でございます。令和4年度には、現況調査等を踏まえ、和泉市景観計画（素案）の作成に取り組めます。令和5年度には、大阪府との協議・都市計画審議会を経たのち、景観行政団体へと移行し、景観計画、景観条例及び景観ガイドラインの策定・運用を開始するものです。

以上で、報告事項の2つ目「(仮称)和泉市景観計画策定について」の説明を終わります。

【岩崎会長】

只今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手のうえご発言願います。

【嘉名委員】

大阪府の景観計画区域には和泉市も一部含まれていると思います。大阪府の景観計画区域と和泉市の景観計画区域2つがかかった場合はどういう運用をされるのか、お伺いします。

【事務局】

事務局の佐原でございます。

大阪府景観計画との関係性でございますが、和泉市が今後景観行政団体に移行いたしますと、独自の景観計画を作れることとなりますので、景観行政団体に移行しまして、景観計画を策定し、景観条例を制定した段階で大阪府景観計画から和泉市景観計画へ移行するような流れとなります。以上です。

【嘉名委員】

そうすると、届出は2つも必要ないということですね。大阪府と協議されるということで、大阪府が今まで定めてきた行為の制限や景観計画の方針を和泉市に踏襲してほしいと考える。もちろん方針は景観行政団体が決めることですが、基本的には継承、踏襲するような趣旨で協議をされるということによろしいですか。

【事務局】

事務局の佐原でございます。

大阪府との関係性につきましては、景観行政団体への移行にあたり、大阪府との協議が必要になってきますので大阪府の考え方についても、踏襲する形を最低限と捉え、考えていきたいと思っています。

【嘉名委員】

わかりました。ありがとうございます。

【妹尾委員】

事務局より説明された中で、「実情と乖離する」という言葉が気になった。誤解を生まないよう、本音と建前を上手に使ってください。

景観法という黒川温泉みたいな温泉街が看板を取っ払って提灯やってというイメージを描いている。そんな中、ソーラーシステムを建てるとか26号線に高い建物を建てるとか、相反するイメージがあり、都市を発展させていくのか、残していきたいのか、あるいは色んな人に来てもらうといった方向なのか。どういった計画を立てるのか、今後進めていくとは思いますが、平成16年からほったらかしの状態に違和感を覚え、中途半端だと感じる部分もあるが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局の佐原でございます。

計画の方向性につきましては、まだまだこれからという部分はあるのですが、まず「乖離」という言葉が適切ではないのではないかとご指摘ありました。今の大阪府の景観計画の規制は緩い部分があり、太陽光パネルや沿道の派手な看板などが問題になるなど、本市の実情と合っていない点があるということであり、そういった問題に対し、和泉市として取り組んでいきたい、ということで、景観計画を作っていきたいと考えております。

また、妹尾委員の発言の通り、看板規制の取り組みを進めている自治体や商店街などは実際ございます。そういったところにつきましては、景観法に基づく景観協定として、住民の方々の同意に基づく協定を結んでいたりします。

そういった取り組みを考えていく可能性もありますが、現在の状況としましては、まずは第一歩というところで和泉市としての景観計画というものを作っていきたいと考えています。以上です。

【妹尾委員】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

他にご意見等はありますでしょうか。

無いようですので、これにて議事及び報告を終了いたします。

本日、ご可決いただきました議案につきましては、速やかに都市計画法に基づき、手続きを進めさせていただきたいと存じます。

それでは、これをもちまして、令和3年度第2回和泉市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長 **岩崎 義一**